

## 千葉県再開発コンサルタント派遣要綱

平成2年3月15日施行

最終改正 令和5年11月1日施行

### (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県再開発啓発事業に関する指針第5条に基づき、再開発協議会等に対するコンサルタントの派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

### (派遣)

第2条 市長は、再開発協議会等の申請に基づき、予算の範囲内で、再開発事業等に識見を有する者をコンサルタントとして再開発協議会等に派遣する。

2 コンサルタントの派遣の決定は、年度ごとに行うものとする。

3 市長は、一の再開発協議会等が初めてこの要綱の規定に基づきコンサルタントの派遣を受けた日の属する年度の初日から起算して5年以上経過した場合においては、当該再開発協議会等に対してコンサルタントを派遣しないものとする。

### (業務内容)

第3条 コンサルタントは、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 再開発事業等の計画案の作成
- (2) 住民等への説明及び指導・助言
- (3) 再開発協議会等の活動記録の作成
- (4) その他市長が必要と定める業務

### (コンサルタントの派遣申請)

第4条 再開発協議会等がコンサルタントの派遣を市長に申請するときは、千葉県再開発コンサルタント派遣申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる図書を添付して申請しなければならない。

- (1) 規約及び役員等の名簿
- (2) 活動区域を示す図面等
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

### (コンサルタントの派遣の決定通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにコンサルタントの派遣の適否を検討し、その結果について千葉県再開発コンサルタント派遣決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 コンサルタントの派遣を受けた再開発協議会等は、市長が定める期日までに千葉市再開発コンサルタント派遣実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成2年3月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前にこの要綱による改正前の千葉市再開発コンサルタント派遣要綱に基づくコンサルタントの派遣の対象となった再開発協議会等活動事業に対するこの要綱による改正後の千葉市再開発コンサルタント派遣要綱第2条第3項の規定の適用については、同項中「初めて」とあるのは、「平成15年度以後初めて」とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。



様式第2号

千葉市指令 第 号

千葉市再開発コンサルタント派遣決定通知書

様

年 月 日付けで申請のあった千葉市再開発コンサルタントの派遣について、次のとおり決定したので通知する。

年 月 日

千葉市長

記

1. コンサルタントの派遣をする。
  - 1) コンサルタント名
  - 2) コンサルタント派遣の期日 年 月 日から 年 月 日まで
  - 3) コンサルタントの業務内容
  - 4) その他
  
2. コンサルタントの派遣をしない。  
(理由)

様式第3号

年 月 日

千葉市再開発コンサルタント派遣実績報告書

千葉市長

申請者  
住 所  
団 体 名  
代表者名

年 月 日付け千葉市指令 第 号により千葉市再開発コンサルタントの派遣を受けた業務の遂行状況について、次のとおり報告します。

記

1. コンサルタント派遣の成果
2. コンサルタント派遣の期間 年 月 日から 年 月 日まで
3. その他（成果品等）